

令和3年度第6回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和3年9月2日（木）午後2時から午後5時まで
- 2 場所 WEB 会議
（宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部会議室）
- 3 出席委員（11名）※オンラインによる出席
石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 教授
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授
永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

（参考）

傍聴者人数：6名（報道機関：0名）

4 会議経過

（1）開会（事務局）

本審査会は13人の常任委員及び1人の専門委員で構成されており、開会時点で常任委員13人中11人の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び稀少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることを確認。

（2）挨拶（環境対策課長）

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査・予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

本日は、令和3年5月18日に審査賜りました、「G-B i o石巻須江発電事業」の環境影響評価準備書に係る答申案について、ご審議いただきます。また、報告事項として、「ユーラス石巻ウインドファーム」及び「新仙台火力発電所リプレース計画」の2事業について、事後調査結果をご報告いたします。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第51条第1項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしく申し上げます。

(3) 審査事項

①G-B i o石巻須江発電事業 環境影響評価準備書について（答申）

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。審査事項1「G-B i o石巻須江発電事業環境影響評価準備書について」です。

本件について、稀少種の生息場所の特定に繋がるような審議となります場合は、事前にお申し出ください。傍聴会場の回線を切断しますので、よろしく申し上げます。

まず資料に基づきながら、事務局の方から説明していただいて、その後、別途参考人の方からの説明を続けて行っていただければと思います。

【事務局】

資料 1-1 から資料 1-3 について説明。

【参考人】

資料 1-4 について説明。

【平野会長】

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問を受け付けたいと思います。

まずは欠席委員からのご意見ございましたか。

【事務局】

欠席の野口委員から3点ほどご意見をいただいております。

なお、ご意見については本日事業者へ送付済みです。

では、3点、代読させていただきます。

・・・以下代読・・・

1点目、資料1-4別添資料(3)1ページ目の「B-1、土地利用変化に伴う二酸化炭素吸収量」について。こちらでも詳細な確認をする時間がとれておりませんが、引用されている論文 (Tiwari et al. 2011 Economic and Political Weekly 46(20, MAY 14-20): 39-47) の数値をもとに、年当たり ha 当たりの CO₂ 吸収量を計算してみても、表示されている数値 (22.2t-CO₂/ha/年) にはならないようです。どのような計算をされたか、具体的な計算過程をお示してください。

2点目、資料1-4別添資料(3)1ページ目及び参考資料3ページ目に30,000haの植林をすることが示されています。また参考資料10ページ目には、現地法人等の設立、栽培地の確保も済んでいる旨が示されています。植林を行う農場・法人等が位置する具体的な国名をお示してください。

樹木は、比較的幅広い環境で生育できる性質をもつ樹種であっても、あらゆる地域で生育できるわけではありませんので、実際にその国または地域での栽培実績がなければ、栽培の成否、特に、燃料供給のような産業ベースに乗る収穫量を継続的に得られるかどうかはきわめて不確実と考えられます。

国名とともに、当該国もしくは気候・地質の似通った近隣国での栽培実績に関わる文献・資料などをお示してください。

3点目、参考資料3ページ目に、農場の事業期間が「25年～」とされ、事業開始後5年目からの収量が示されています。また、資料1-4の別添資料(3)1ページ目には「植林開始から5年度目までは軽油を用いる」とあります。

これは、2025年に植林を開始し、5年後の2030年から本格的な収穫と燃料供給を始めるという意味でしょうか。

準備書2-31では、発電所の運転開始が2025年となっていますが、燃料供給の開始が2030年とすれば、それまでの5年間の発電所の燃料には何を用いられるのか、お示してください。

また、*Pongamia pinnata* の結実開始樹齢について、私は今の時点で情報を持ち合わ

せていませんが、樹木一般の性質から考えて、樹木の個体サイズが小さいうちは結実量が少ないことから、植栽から5年で、発電所の燃料と現地の農機の燃料をすべて賄えるほどの安定した収穫量が得られるようになるとは到底考えられません。

どのような根拠で燃料供給の見通しを立てられたのでしょうか。

・・・以上代読・・・

以上、3点について、野口委員からご意見がございました。

【平野会長】

ありがとうございます。参考人の方、1点ずつ回答をお願いします。

【参考人】

ポンガミアの論文の値について、植林の密度は、ヘクタール当たり300本ということでこのグラフが作られています。

事業者のノウハウにもかかっているので詳細は言えませんが、我々はヘクタール当たり300本以上という事で計画しておりますので、この論文値より高い密度としています。この辺は実証実験を行い、データを持っているので、その数値を使っています。論文をもう少し丁寧に説明するとよかったのかもしれませんが、我々は実測値でやっているということです。

【平野会長】

そのようなことがわかるような環境影響評価書にしていきたいと思います。

【参考人】

そうですね。この点をもう少し解説した資料をお出しする方が良いと思いますので、検討させてください。

【平野会長】

2点目はいかがでしょうか。

【参考人】

その前に、2点目と3点目の一部についてご相談があります。先ほどの回答は論文値ですのでお見せできますが、国名や（ポンガミアが）どのくらいで結実するのか、収穫できるのか等は我々のグループ会社の事業情報でして、基本的には出したくない情報です。ただ、議事録ではなく、委員の方々だけにご報告するというのであれば回答できますが、よろしいでしょうか。

【平野会長】

事務局，企業秘密を個人のプライバシーとして扱えますか。即答できますか。

【事務局】

原則，情報公開条例に基づいて，公開できる情報が審議します。企業にとって公表することによって，不利益が生ずるものであれば，公開できないものと思われます。

【平野会長】

わかりました。それでは，野口先生からの2点目，3点目の御質問は稀少種の審議と併せて非公開審議とさせていただきます。よろしいでしょうか。

【参考人】

了解です。

【平野会長】

では，そのようにさせていただきます。
その他質問，コメント等々いただければ。

【参考人】

すみません。野口委員からの3点目について，一部先にご説明させていただきます。
発電所の運転開始時期，2025年と5年間との関連になります。確かに書き方としてはそう（「植林開始から5年度目までは軽油を用いる」）なっておりますが，参考資料に現時点の計画と記載しておりまして，もし来年以降植林をして結実して搾油ができれば，2025年にはならないかもしれませんが，できるだけ早く供給できるような視点で対応したいと考えております。従って，（新規燃料を）供給できなければ，他の燃料を使うという考えはございません。

【平野会長】

供給計画に併せて発電所の施設整備も遅らせるというイメージでしょうか。

【参考人】

運転を遅らせるということです。

【平野会長】

整備はするが運転は行わないということですか。

【参考人】

そうです。

【平野会長】

わかりました。

では、委員の皆様、いかがでしょう。

内田先生、お願いします。

【内田委員】

温室効果ガスについてお聞きします。

温室効果ガスの排出量に関してはライフサイクルアセスメントの考え方という、今回示されたように輸送など事業から直接出てくるもの以外も含めて計算していただいたのですが、国の方で公表しているライフサイクルアセスメントの考え方だと、バイオ燃料の燃焼そのものに伴う二酸化炭素排出量はカーボンニュートラルの考え方を用います。例えば、吸収する分と同じ量排出するということでプラマイゼロと考えるということで、今回出された計算のやり方でいいのですが、ライフサイクル GHG の考え方では計算すると、資料 1-4 別添資料③の 2 ページ目で二酸化炭素の吸収量が 6,625,555 トンでそれに対して発電所から発生する二酸化炭素の量が 435,367 トンという、既存の発電所から発生する二酸化炭素の発生量で計算されています。しかし、その考え方であれば、ここに入るべき数値はこのバイオ燃料を燃料した時に排出される二酸化炭素量を入れるべきだと考えます。というのは、カーボンニュートラルで考えて吸収量と排出量が同じであるという設定であれば問題ないのですが、こちらの計算に関しては吸収ということを出しているのであれば、このバイオ燃料も燃焼させれば二酸化炭素は排出されるので、その値の差し引きで計算して行く必要があります。私の方で概算したのですが、バイオ燃料を年間 18 万トン使用して、ほぼオレイン酸がメインで 50% ぐらい含まれているとすると、概算すると二酸化炭素の直接の燃焼に伴う排出量が 50 万トンぐらいになります。ということは、吸収量と排出量とそれ以外の輸送等の差し引きで大体マイナス 13 万トンにはなるのですが、今回のこの計算は吸収が多い過大評価になっているので、カーボンニュートラルの考え方で算出したものと吸収というものを数値として算出するのであれば、同時に直接燃焼で排出される二酸化炭素量も考慮に入れて計算して欲しいと思います。よろしくをお願いします。

【平野会長】

参考人の方いかがでしょうか。

【参考人】

御指摘のとおりだと思います。ここで、発電所で排出する CO₂ の量というのは東北電力のデータを使って算出しておりますので。これはカーボンニュートラルの考え方のものです。これを尊重しております。

【内田委員】

根本的な考え方が間違っているというか。カーボンニュートラルに基づいた考え方の計算は、これはこれでいいと思います。吸収する量と排出する量が同じで、それ以外の直接燃焼以外のものから排出される二酸化炭素量と既存の発電で排出される二酸化炭素の差し引きからどれくらい二酸化炭素の排出が抑制されるのか、というのがベースにあると。

でもそれ以外に、御社がライフサイクル GHG の考え方に従って計算します、といって別の計算の方法で、二酸化炭素の吸収がこれだけ多いのですよということを全面に押し出していますが、この計算の仕方について吸収量という考え方を出すのであれば、同時にこの発電でも二酸化炭素を排出しているのでプラスとマイナスの面を同時に考慮しながら評価していかなければいけないと思いました。

【平野会長】

内田先生、私の方から確認させていただきたいのですが、カーボンニュートラルの考え方でいうと、二酸化炭素 66 万トン吸収するのであれば、その吸収したものをそのまま直接燃焼によって全部二酸化炭素に戻すことになる、そこで差し引きゼロでカーボンニュートラルであると。その上で通常の、日本の発電体系からいって、このカーボンニュートラルの発電による差で、要は通常の発電量がありますので、例えば石炭火力だとか LNG 火力から出ている二酸化炭素がその分だけ少し減るはずで、その分と輸送によるプラス分を計上していくと、というのが正しいやり方という意味ですか。

【内田委員】

そのやり方については異論が無くて、今回修正されたやり方でいいと思うのです。そっちはいいのですが、もう一つ二酸化炭素の吸収量というものを代入して考えた算出法では、吸収量の 66 万 2 千トンに対して、既存の発電所からの排出量が 43 万 5 千トンで、輸送等では 2 万 2 千トン、それでも差し引きマイナス 20 万トンの吸収量の分があるから、二酸化炭素の排出量が抑制される、吸収の方が多くなるという考え方ですけど。

【参考人】

おっしゃることはよく分かります。私も悩んだのですが、ここであまりにも煩雑な議論をするのは問題かと思っていて。もともとは、カーボンニュートラルの考え方でまとめてありましたが、カーボンニュートラルの場合に発電所から排出される二酸化炭素の

量をここで変えるとややこしい話になるので、ライフサイクル GHG で計算するときも同じ数値を使いました。

あと、ライフサイクル GHG の考え方については資源エネルギー庁とやりとりをしているわけですが、ここはここでちょっと違う考え方で算出しておりますので、あまり複雑にやると良くないなと思って、今回の資料ではとりあえず発電所での二酸化炭素排出量はカーボンニュートラルのものと一緒にして計算しています。御指摘のとおり、ちょっと矛盾点があると思うのですが。

【内田委員】

一緒になっていないですがね。そこで気になったのが、もし一緒だということでカーボンニュートラルの考え方を基調にするのであれば、資料 1-参考にも、二酸化炭素の吸収量がこれだけ大きいんだよという吸収量を強調するような書き方が散見されるので、そこを強調したいのであれば、もっと吸収量に対して排出量もあるということも含めて、値を示した方が説得力があると考えました。ここは今回の発電に関してはあまり主たる話ではないので、これで了解しましたので、次の議論に移ってください。

【平野会長】

参考人の皆さん、環境影響評価書ではたとえややこしくてもちゃんと丁寧な説明があった方がいいと思いますので、丁寧な説明込みで適切な書き方をしていただければと思います。カーボンニュートラルであって吸収量が基準より多いことは良いことですが、そのまま燃やしてしまえば全部大気に二酸化炭素としてお返ししちゃうわけですよ。そういう意味で吸収量の多さをあまりアピールしない方がいいかなという気がしました。

他、いかがでしょう。

【村田委員】

私も今のところに意見がありまして、カーボンニュートラルとライフサイクルアセスメントという二つの考え方があるのに、今回は一緒くたに書かれているのです。資料 1-4 別添 3 の 1 ページに、二酸化炭素吸収量いくらって書いてあるのに、油を絞ったりする機械はこの燃料をそのまま使うからゼロですと書いてあるのですが、それは吸収量を計算したらそこで排出したとプラマイしないといけないので、そこをまぜこぜにして出すと訳の分からない話になってしまうので、整理した上で、今はカーボンニュートラルで考えているのでこうですって説明するとか、そこは分けて考えていただかないと、この事業者は何を言っているんだと思われちゃうので注意していただきたいです。これはコメントです。

他に、大気質について 2, 3 あります。

まず、資料 1-4 大気質への指摘事項①の排気について情報を、という質問についていろいろと調べていただきました。排気の特性とか臭気に関するデータは一切無いという答えになっているのですが、指摘事項③の事後調査に関する回答では、「稼働実績で窒素酸化物やばいじんは十分低い」というようなこと書いてあるので、これはデータを自分で持っているということではないでしょうか。データの有無について聞きたいのですが。

【参考人】

窒素酸化物やばいじん等について、まだ発電所を稼働している訳ではないので、そういった意味では実用化レベルの（データ）ということではありませんが、同じようなシステムで国内で既に発電所が稼働しているものもありますので、それらのレベルを見る限り、システムとしてはすべて制御できるレベルであって、異常値が出ることはないという情報は持っております。

【村田委員】

それは「同じ燃料では無いが似たようなシステムで」ということですか。

【参考人】

エンジンシステムは全く同じです。全く同じというか、正確には同じメーカーから購入するエンジンで、ヨーロッパでは非常に稼働実績のあるものです。

【平野会長】

成分組成が異なれば当然排気も臭気も異なりますよね。

【村田委員】

そこはもう一つの質問にも関わるのですが、大気質に関する指摘事項①への回答(5)で、「燃料自体に硫黄とか灰とか窒素分があまり入っていない」というような記載があります。多分調べた事業者さんはわかっていると思うのですが、硫黄については確かに燃料に含まれていなければ排出されませんが、窒素酸化物は大気中の窒素と酸素が結びつきますし、ばいじんも燃え残った炭水化物等がばいじん、エアロゾルという形で出るので、この燃料だから出ませんとは言えないのです。さっきおっしゃっていた、ディーゼルエンジンを作ったメーカーがどう制御しているか、制御の仕方です不完全燃焼を起こしちゃったら排出してしまうので。そういう話なので、ここでいくら燃料に（灰や窒素分が）入っていませんと言われても、「だから窒素酸化物は出ません」という結論には全くならないはずで、それを書かれても困るのです。ですから、ちゃんと実績のあるなら測定結果を報告してくださいよ、という意味で聞いたのですが。エンジンメーカーが

類似の燃料でやっていますという話だと、この燃料を使った時にどうなるか、ちゃんと同じ制御ができるという証明にはならないと思うので。可能であれば運転試験を行ってデータを取る等も含めて示さないと、周りの納得が得られないのでは、と懸念しております。

【参考人】

まずお尋ねのことについては、窒素酸化物とばいじんが出ないということはありません。

まず窒素酸化物とばいじんについて、燃料起因と燃焼起因の両方がある、燃料に元々含まれている成分が酸化されて排出されるものと、燃料には含まれてはいないが、燃焼の過程により生成されるものがあります。例えば硫黄酸化物は含量が少ないので、村田先生がおっしゃるように硫黄酸化物が排出される可能性は極めて低いと考えています。

次に、窒素酸化物については、いわゆる燃焼起因によるものなので、当然、出ないということではありません。データについては、我々は燃料を選ぶ時に、エンジンメーカーが保証する規格に適合するかどうか、サンプル燃料を送って調査してもらいました。その結果、メーカーが設定している規格の範囲に適合するということを既にご報告受けていますので、それならばメーカーの稼働実績等を含めて許容範囲内にあるスペックを有しているのだな、と我々は理解しております。ですので、メーカーとしてはいわゆる異常燃焼などの制御できないような状態にはならないという見解かと思えます。

【村田委員】

わかりました。そういう点を含めて、事後調査をしっかりとやってくださいと指摘しておりますので、そこは確実に調べていただいて、実際に排出していないということを明らかにしていただきたい。

【参考人】

いずれにせよ、事前の運転の段階で出ないから（稼働後に）一切調べないというつもりは全くありませんので、事前検討で問題なからうということを踏まえて施設の設計をしております。稼働後ももちろんレベルを確認しまして、当然ながら異常があれば原因を調査して、必要に応じ改修するという事を考えております。

【村田委員】

はい。今回の回答だと、硫黄化合物に対するものと窒素酸化物・ばいじんに対するものがまとめて書かれて区別がつかないので、もう少し明確にさせていただくと良いと思います。

もう一点、指摘事項③、事後調査してくださいと書いた方で、万一基準を超えちゃうような運転が続く場合は後付のDPF（事務局注：ディーゼル・パティキュレート・フィルター）や三元触媒を取り付けざるをえなくなる可能性もあるので、そういうものが後付けできる構造を検討してください、と書きました。そこに対する回答がないのですが、つけられる構造なのですか。「規制値以下になるように制御します、そうなった時は（稼働を）停めます」としか書いていないので。今回の回答は聞いたことに答えていないと（思うのですが）。

・・・回線トラブルにより審議中断・・・

【平野会長】

つまり、メーカーが許容する燃料組成であり、エンジンメーカーの責任において排出ガスのコントロールができるので、特別の措置を考えていないと。もし（基準値を超えて窒素酸化物等が）多く出てしまう時にフィルターや触媒を追加するといったことはできる状況にしていなくても大丈夫だという判断でよろしいですか。

【参考人】

別回線の参考人が対応できないようですね。

我々としては、ばいじんも窒素酸化物についても、今の施設で十分に（基準を）守れると思っておりますし、万が一そのような制御系のそれぞれの窒素酸化物の測定計器は1系列ごとに付けておりますし、ばいじんについても1台ずつすべてコントロールしていますので、それが異常になることはまず考えられません。万が一異常になった時は休止してメンテナンスするという考えで、現設計以外にDPFなどのフィルターとか、そのようなものを増強する考えは、今はありません。

【村田委員】

ということは、そういったもの（フィルターや触媒等の追加）は検討しないということですね。そんなに難しいことを聞いたつもりはなくて、排気管の途中にそういうものを後付けするスペースがある設計になっているのかというだけで、そんなにギチギチに物が配置されていて途中の経路に一切入れられないものなのですかという、そのぐらいのつもりで聞いたのですが。

一切やる必要がないから考えていないということのようですが、もしやらないといけなくなっても付けられないという構造ではないのでは、と思うのですが。

【参考人】

現実の話ではスペース的には非常に苦しいです。そんなに小さい装置ではないので。

【村田委員】

では、後からこりゃ駄目だとなったら、もう稼働を止めるしかないということですか。

【参考人】

そういうことになりますし、我々としてはそういう事態はまず起こらないと考えています。

【村田委員】

リスクは少ないから考えないことにするという話なのですね。

【参考人】

ただ、そういった問題が起きればこれはエンジンの問題やメンテナンスが適切ではないという問題になりますので。あとは、脱硝装置のダストの付着具合などによって性能が落ちてきますので、そういうことがないように常に出口の保証値を守れるようにメンテナンスします。何かあった時に装置を後付けするといった考えは、プラントの担当者としては考えないです。

【村田委員】

何かあったら稼働を止めて、修理をして、低減できる状況にして再稼働するということですね。

【参考人】

そういう方法です。

【村田委員】

わかりました。

【平野会長】

できれば、そのあたりの話も環境影響評価書で明記いただければと思います。

まだ他の参考人の回線に不具合が生じているようなので、どうしますかね。

一旦休憩にしましょうか。質問へのメインで関わっている方々が回答できない状況では審議を進める意味がありませんので、審議途中ではありますが、10分ほど暫時休憩にしたいと思います。

< 休 憩 >

【平野会長】

それでは審議を再開します。

先程、村田先生のご質問に対して、施設としては（フィルターなどの追加施設を設置する）空間的な空きはないと。燃料組成から考えてもエンジンでコントロールできる範囲なので、追加施設を設置する余地がなくても大丈夫だと。そのうえで問題があれば、稼働を停止するという措置をとりたいという説明でした。それでよろしいですか。（参考人了承）

では、他の項目について、ご質問、ご指摘ございますか。

【丸尾委員】

引き続き大気質についてですが、資料 1-4「指摘事項と事業者回答」の大気質の③、村田先生からの意見に対する事業者回答で、排ガス中の窒素酸化物とばいじんについて、下から 3 行目で「事後調査で異常な数値になった場合、今回の発電所に起因したもののか慎重に見極めたうえで」と書いてるのですが、こういう書き方をするとすることは、以前に発電所に起因したものではない（数値異常発生の）事案について経験があるのか教えていただきたい。

併せて、「慎重に見極める」とは、どういう方法なのか。

そして、見極めるために必要なデータが有れば、それは既に十分に収集しているのか、収集するのかということを教えていただきたいです。

【参考人】

まず、ただ今ご質問いただいた件については、「事後調査の結果、異常な数値となった場合」としておりますが、例えばばいじんとか窒素酸化物については明らかに燃焼起因ですので、しかもその二つについては各エンジンにセンサーを付けて連続的にモニタリングしますので、そこでもし管理値を超えることがあれば、ただちに所定の手順を従ってエンジンを停止することとします。

次に、事後調査の場合、問題になるのは PM2.5 等になると思います。繰り返しになりますが、ばいじんや窒素酸化物の場合は比較的エンジン発生源であり、ある程度特定できると思いますが、PM2.5 の場合は自然界で発生するものもあります。例えば、極端なことを言えば、野焼きや焚き火でも発生しますので、エンジン、発電所起因と断定することは難しいということで、こういう表現をいたしました。従って、明らかにエンジン、発電所が原因ということであれば、もちろん稼働停止なり調査をいたしますが、それ以外の結果については、他の自然界が要因かどうかということも含めて検討したいという意図でこういう表現にしております。

【丸尾委員】

わかりました。予想したとおりでした。そうすると例えば PM2.5 が自然界由来だということはどこかのデータを参考に見極めるのでしょうか。

【参考人】

それは事後調査をいたしますので、その結果を見て（判断します）。場合によっては行政機関にも相談をさせていただければ、ということになるかもしれません。

【丸尾委員】

わかりました。

【平野会長】

ご回答を聞いて（意図が）わかったのですが、もう少し丁寧な回答の記載をしていただけませんか。環境影響評価書を作る際はぜひ留意いただいて、原因などをまとめて一つの回答で済ませるような書き方ですと、きちんと考えられているにも関わらずそれが全く伝わらず、大雑把に考えられているような印象しか受けませんので。本当にもったいないと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

他、いかがでしょう。

【永幡委員】

騒音について、前回の指摘に関しては、とても良い回答をいただきありがたいと思っています。

前回見落としていた点があり、それについて質問したいのですが。環境影響評価準備書 489 ページで、施設の稼動に関する騒音の予測が記載されているのですが、これは予測式が点音源に関することしか書かれていないのです。

それに対して、491 ページの予測条件のところでは、点音源と面音源が両方書かれていて、これによって面音源があるということがわかります。面音源の場合はどうやって計算されていますか。

【参考人】

点音源と面音源の差ですが、基本的に防音メーカーの方と相談しながら計算書を作成しており、その中で過去のデータに基づいた面音源の係数を使った計算式で行っております。ただ、申し訳ありませんが、現時点ではそこまで細かい係数は把握しておりませんので、後ほど別途回答させていただきたいと思います。

【永幡委員】

はい。ちゃんと面音源と点音源で分けて計算しているのであれば（大丈夫です）。

【参考人】

過去に類似の発電所の防音壁だとかそういうデータをお持ちの、類似の事業を行っている専門メーカーにお願いして計算しております。

【永幡委員】

はい。細かいことをちゃんと書いていないと、正しく計算できているのか確認できませんので、環境影響評価書では省略せず記載してください。

【参考人】

わかりました。可能な範囲でメーカーの秘密保持に抵触しない範囲内で回答させていただいて、丁寧な回答をいたします。

【永幡委員】

もう一点、この燃料を使ってエンジンを稼働し続けた時に、音がだんだん大きくなることはありませんか。例えば、質の悪いガソリンを使うと車の音がうるさくなると俗に言われていますよね。そういうことを心配しなくても良いのか。もしそれが有り得るなら、どれくらい音が大きくなるのか、把握できているのか教えて下さい。

【参考人】

ディーゼルエンジンを含め、類似の機械の運転等をずっと行っておりますが、過去の経験としてエンジンの音がだんだん大きくなって困った、という事例は聞いておりません。

あと、エンジンの音が大きくなるということは、基本的にエンジンのバランスがおかしくなっているので、異音がある時は基本的に定期検査、又はその前に発生すれば稼働を停めて修理をするということで対応しております。基本的にメーカーと相談して決めたインターバルで調整して行って、異常振動や騒音が発生しないような調整をして管理していくと解釈していただければ。

【永幡委員】

わかりました。それでしたら結構です。

【平野会長】

今の点も含めて、やはり説明不足と思われる点が結構あります。今回が環境影響評価準備書ですので、評価結果が示されている図書です。どのような評価結果を出したのか

という手順、手続きにも透明性や正当性が求められます。最終図書となる環境影響評価書を作る際にはその点を本当に丁寧に、留意して作成していただきたいと思います。

念の為、永幡先生に確認なのですが、以前、審査会として日本製紙の雲雀野発電所を視察させていただいたことがありました。その時に耳栓をしないと入室できない部屋を案内していただいて、このような施設のディーゼルエンジンやタービンの音が相当うるさいことは体感済みなのですが、本事業については、今回の評価であれば（それらの機器稼働による）騒音の影響については問題がないという理解でよろしいですか。

【永幡委員】

はい。ちゃんと建屋の中に（設備を）入れた上で、その建屋がちゃんと作られているという前提だと思いますが、その遮音対策が十分にされていればこれぐらいの結果になるだろうと予測されるので、基本的には妥当な結果が出ていると思っています。

【平野会長】

ありがとうございます。

私の方からよろしいですか。

地形・地質について、今回の資料 1-4、4 ページ目の地形・地質に関する事業者回答 2 点について、それぞれ質問があります。

一点目、急傾斜崩壊地の安定解析についてです。基本的には背面土圧が小さくなるので、崩壊しにくくなる一方で、明らかな滑り面がある場合、そこに水が入りやすくなってその滑り面から一気に滑ることが起こりやすくなるという両面が考えられます。私は地盤が専門ではありませんが、その両面について精査して欲しいと思っていますのですが、この回答では結局背後にも土地がある、要は掘削する前の状況で崩壊履歴等についてヒアリングをし、という感じになっていて、その水道（みずみち）がどうかという評価が全然考えられていないように思えるのですが、ここはそんなに心配しないで良いということですか。

【参考人】

まず表層部分に関しては平野先生がおっしゃったように、いわゆる背面が崩壊方向の反対側になりますので、想定される滑りに対していわゆる頭部に盛土をするわけでもなく末端を切土するわけでもないため、影響がないと考えております。平野先生がおっしゃったことは、いわゆる地滑り現象のように滑り面があるかというお話かと思いますが、今回、急傾斜のトップでボーリング調査でコアを 1 本掘っていますので、ボーリングコアに明瞭な滑り面があるかどうか、地すべり面に見られる付着粘土などがあるか確認した上で、もしそれがなければ一般的な急傾斜地崩壊だと考えられますので、その場合は問題ないと考えております。

一方、地下水の水道（みずみち）が走るかどうかというお話ですが、背面の造成地の方でも法面の排水をしっかりと入れますので、水の排除については逆に適切にできると考えています。

【平野会長】

切土法面からの浸透はあまり影響しないと、考えなくて良いということですか。

【参考人】

さほど水位は高くなかったかと思います。いわゆる急傾斜，崖崩壊であれば突発的な雨で，という可能性はありますが，地すべりのようにじわじわ地下水位が上がって滑り落ちる現象ではないと思いますので，おそらくそういったことは気にしなくていいと思います。

【平野会長】

そういう意味ではなく，（今回の事業によって）雨水が当該滑り面，表土ともう少し硬い土層との間に染み込みやすくなりますよね。

【参考人】

それは急傾斜に対して，ということでしょうか。

【平野会長】

はい。

【参考人】

急傾斜に対して，その崩壊土層，緩い部分に関しては改変する部分でもないので，それで背面の奥の方を掘削したからといってそれほど水が行きやすくなるという感覚はありません。

【平野会長】

わかりました。本当はちゃんと浸透計算でもして（いただいたほうが良いのですが）。大雨が降った時に（本来の）地山のままであればそのまま流れる可能性があったものを，掘削したことで法面の背後から直接浸透して（しまって），例えば表土ともうちょっと硬い層の間や表土に溜まりやすくなった結果，表土が落ちやすくなる可能性がゼロではないと思ったのでご質問したのですが，そんなに浸透するものではないという理解で良いのですか。

【参考人】

住宅側の急傾斜地に関しては、いわゆる普通の大雨によって事業に関係なく崩れる可能性がないとは言えないと思うのです。それが事業による影響かというところと違うかと思うのです。

【平野会長】

そのリスク査定ができますか、というお話をしています。もし将来集中豪雨があり、急傾斜地が崩壊した時に、背面を掘削して水が入りやすくなったせいだと言われた時にきちんと抗弁できるデータや解析結果をお持ちのほうがよいのではないですか、ということです。

【参考人】

なるほど。

【平野会長】

「今、区別がつかないから評価しなくていい」ということではなく、改変を加える側がそれを適切に考えておく責任があると思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

【参考人】

例えば排水関連ですかね。

【平野会長】

そうです。

もう一点、2つ目の指摘、地震との関連ですね。私は建築基準法も消防法も詳しくないのですが、例えば公共建築の場合、耐震基準にレベルがあって、重要な公共建築だと耐震基準が厳しくなります。回答では、本事業は一般的な建物ということですが、裏を返すと「最低限基準で決まっていることは全部ちゃんとやります」ということで、これは当たり前のことですよ。この当たり前の最低限以上の安全側の対策はとらないという理解でよろしいですか。それとも、そもそも消防法でタンクの構造やらが厳しく決まっていて、そのルールさえ守っていれば概ね大丈夫であると理解すればいいのか。基準自体が重要施設であることを考慮した、より厳しい基準になっているのか。その辺をどういうふうに考えているのかお応えください。

【参考人】

この回答について、まずは基本的に火力発電設備の耐震設計が0.3という基準があり

ます。ご指摘のように、0.3 という値は、例えば建築基準法上で定められている耐震基準と比べても一番低いレベルですので、（本事業では）基本的には0.6をみています。あとは、ものによって、建築基準法でもいわゆるFRPの水槽とか強度が弱いものに対しては、水槽類ということで区別して1.0Gとか、そういった使い分けはしております。そういう意味ではちょっと丁寧な回答ではなかったとは思いますが、基本的には0.3（という基準）があって、その倍の0.6ということで、（本事業では）火力発電所レベルとしては上の基準を当て込んだということです。

【平野会長】

やはりそういう対応を丁寧に書いていただかないと。この回答ですと、必要最小限、要は法律上の最小限のことしか行いませんとしか読めないのですよね。

それ以上のことはなさるおつもりはないのですか。特にタンクのことを心配なのですが。

【参考人】

基本的にはその基準の間で考えております。建築基準法のことですが、設置階が2階や屋上とか高いところになれば基準も上がっていくのですが、基本的に今回のものは1階ですので、今はこのレベルの範囲で考えております。ただ、今後の中で部分的にもうちょっと耐震性について考慮するというのは詳細設計の中で反映していきたいと考えておりますが、基本的な考えはこの範囲で考えております。

【平野会長】

この辺は事業主体の方にお答えいただいたほうが良いと思いますが、少し安全側をとった耐震設計をする意思は現時点ではないという理解で良いですか。基準に従ってやると。基準が充分強いものであるから必要ないというご判断だと。油漏れ事故が一番心配なんですよ。

【参考人】

建築設備の耐震設計、火力発電所に対しては設計水平震度が0.3となっておりますが、安全サイドをみて0.6という形で対応したいと考えています。

【平野会長】

わかりました。そういったことを検討しておられるなら、是非回答にも書いてください。環境影響評価書では丁寧に記載していただいて、特に地震によるクラック等でタンクの油漏れが起きないように、是非対応をとっていただきたいと思います。

【参考人】

はい。言葉足らずで申し訳ありません。ちゃんと対応いたします。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【伊藤委員】

先程の会長からのご質問で、地形・地質の①がありましたけども、実際に施工される前に現地踏査等、簡易貫入試験をされると思いますので、その時に現地の急斜面の表層土の状況、表面を見ていただいて亀裂の有無などの情報をとっておいて、工事を終わった後でもう一回確認していただくだけでも先程の会長の話と少し対応させる形で評価できると思いますので、そういった方法も検討してみてください。以上です。

【参考人】

ありがとうございます。

ご指摘はいわゆる変状の有無について、ということでしょうか。かしこまりました。

【平野会長】

そういうエビデンスをきちんと確保していただくことが、御社にも周辺住民にとっても良いことかと思しますのでよろしくお願いします。

石井先生、どうぞ。

【石井委員】

放射線の量についてですが、環境影響評価書を作る時にどのように測定するかというと、山と窪地とで放射線の量が全然違うので、まずは窪地を測ってもらいたい。その際は写真を撮ったほうが良いと思います。そして窪地ではリター層と土を分けて、（まずは）リター層の放射性物質濃度を測る、（次に）土は表面から厚さ1センチメートルの放射性物質濃度を測ると。その際、放射能なので、（単位は）Bq/kg でちゃんと表記すると。よろしくお願いします。

【平野会長】

音声がとぎれとぎれでしたが、まずは（放射性物質濃度が）危険側の窪地でリター層と、その下にある地表面の土壌を厚さ1センチメートルできちんと採ってBq/kg で測定していただきたいということですね。

【石井委員】

そうです。

(現地) 写真も一緒に撮っておいてくださいね。

【参考人】

ありがとうございます。

一点確認させてください。いわゆる尾根部は採取しなくてよいということですか。

あくまで沢、谷地形になっているところで(採取を)ということですかね。

【石井委員】

そうです。尾根は基本的に(放射性物質が既に)流れ出された地点なので。

【平野会長】

できれば掘削前の窪地地形があれば。沢でも既に(放射性物質が)流出している可能性があるので、谷地形になっていたとしても(測定しても)あまり意味がありません。なるべく危険側になるところで測定をお願いします。

【参考人】

谷というよりはいわゆる窪地、本当にくぼんでいて流出があまりなさそうなところを狙うということですかね。

【石井委員】

窪地に集まっているので。あと写真を撮っておいてください。工事をすると消えてしまうので。

【平野会長】

コンサルタント業者の方はご存知かと思いますが、雨水の流出解析をする時にさっさと流れていく場所だと放射性物質も残っていないので、より危険側になる水が溜まりやすい場所で測定をお願いします。

他、いかがでしょう。(意見なし)

では、ここからは非公開審議に移りたいと思います。傍聴席の回線を切断してください。

・・・以下非公開審議・・・

<参考人 退室>

【平野会長】

では、公開審議を再開したいと思います。ここからは答申の形成についてです。

私と事務局でたたき台を作っておりますので、まずは事務局からご説明いただき、形成に入ります。

【事務局】

資料 1-6, 1-7 について説明。

【平野会長】

それではご意見ございますか。

まずは個別的事項（7）で、内田先生、この書き方だとライフサイクルの視点に偏っていてカーボンニュートラルの視点を書いていないので、今日の議論を聞いていると修正したほうが良いと思ったのですがいかがでしょう。

【内田委員】

そうですね。このままでもいいのですが、事業者の回答で温室効果ガスの説明を変に書きすぎているので、そこを整理してほしいかなと。

【平野会長】

概念的に二つあると。ライフサイクルとカーボンニュートラルでしたっけ。

【内田委員】

通常のコ二酸化炭素排出量に関する計算とは別に、バイオ燃料に関してライフサイクル GHG の算定方法をどうすべきか現在議論が進められている状況で、事業者はそれに基づいてライフサイクル GHG も算定してみましたという結果を提出したのですね。ですが、その算定方法がどうもこれでいいのかという感じだったので、意見を申し上げました。

【平野会長】

そうすると、「（通常の）ライフサイクルアセスメント “・GHG との視点を明確に分け”，個別の増加要素及び～」といった記述に変えますか。

【内田委員】

それでお願いします。

【平野会長】

では、今日の議論にありましたように、「記載内容に二つの視点があり混同している
ので、明確に分けて評価するように」と。事務局で素案を作成してください。

他の項目、いかがでしょう。

由井先生、動物の口について、ノスリ以外の猛禽類については、非公開審議中の議論
でいうと現時点では(詳細を答申に)書くことが出来ないという理解でよろしいですか。
原案のままいくしかないですか。

【由井委員】

この「ノスリ以外の猛禽類」の中に、先程の議論の中で取り上げた種が入る可能性が
ありますので、この文言のままです。

【平野会長】

わかりました。この点については事務局から事業者へ情報提供をお願いします。重要
なポイントです。

他、いかがでしょう。

【由井委員】

全般的事項(4)の末尾、「地元との環境保全にかかる協議会を設立することが望ま
しい」と入れていただいて、文言はこれで結構なのですが。先程の事務局からの説明で
は、公害防止協定(の締結)はあり得る、という説明でしたか。もう一度お願いします。

【事務局】

公害防止協定を結ぶ可能性はあります。

【由井委員】

そうですか。

それではこの事業の場合、環境保全協定の締結はあり得ますか。

【事務局】

由井先生すみません、環境防止協定ですか。

【由井委員】

環境保全協定かな。例えば福島県ではゴミ処理場等が(環境保全協定の対象事業とし
て)入っていました。悪臭等が考えられるので。環境防止協定だと言葉としておかしい
から、環境保全協定だと思いますけど。

【事務局】

(そのような協定について宮城県では) 特に規定はございません。

【由井委員】

そうですか。

実は環境アセスメント学会というものがあって、そこが今年9月に発行したパンフレット(※事務局注:『先手先手の環境配慮が肝心「配慮書を活用しよう」』)なのですが、最後のページの、「今後の方向性」の「住民との情報交流」という項目に、「今後、事業に当たっての様々な協議会を活用することが考えられます」と書いてあります。これは計画段階環境配慮書に対する学会の考え方ですけど。

本事業においても今後何が起こるか分からないのですが、事業者は可能な範囲でしか対応しないわけですよ。そうすると、今後不幸にして三陸沖地震などが発生して、(施設稼働が)急停止した場合に油の燃焼が不完全になり臭いが漏れるとか、色々考えられるわけですよ。そういう時のことを含めて、やはり地元とのパイプと言うか、協議会を設定して、常日頃から意思疎通や安全管理のための話し合いをしておくことは必須です。今回、交通安全を含めて地元意見がものすごくたくさん出ているので、協議会等がないと納得しないと思うのですよね。我々はこれを受けて(答申を)通しちゃって後は知りませんよ、というわけにもいかないんで、名前は何でもいいんですけどやはり協議会をぜひ設定するように、この答申案1(4)は非常に重要だと思います。案のままが良いと思いますがよろしくお願いします。

【平野会長】

(事務局が)調べていただいた範囲だと、宮城県では公害防止協定に基づく協議会があり得るのですね。

【事務局】

協議会ではなく、協定のみなので。事業者と県と地元自治体、今回は石巻市と東松島市とで協定を結ぶだけで、主体的に住民の方が関わる協定ではないです。

【平野会長】

そういう立て付けではないのか。

では、文章としてはこのままですかね。法的位置付けのある文言を入れたほうが良いかと思ったのですが、やはり、地元の方々も入る協議会じゃないと意味がない気がしますので。

【由井委員】

そういうことですね。

この間の女川の風力発電事業（事務局注：（仮称）女川石巻風力発電事業，（仮称）京ヶ森風力発電事業）では協議会を作ってもらいましたので，（文言は）それと同じでよいと思います。

【平野会長】

はい。ではこの文言のまま答申としたいと思います。

他，いかがでしょう。

【太田委員】

（6）動物 イについて，私が指摘したことに基づいて文章を書いています。質問の趣旨としては両生類に対するものだったのですが，答申としては両生類だけに限らず「地表性の動物に調査について」など，修正していただきたい。

【平野会長】

そうですね。両生類に限らない話なので，「地表性の生物」にしますか。「動物」，「生物」どちらでしょう。

【太田委員】

「動物」だと思います。

【平野会長】

はい。「地表性の動物」に変えましょう。

他，いかがでしょう。

【村田委員】

大気質について，本日参考人から色々話を聞きました。（事業者は）イについてもあまりデータを持っていないようですが，これはそのまま書いておいて良いかと思いません。

しかし，ハについては，「検討しない」とはっきり言われちゃったのですが，これは（答申として）残しますか。

【平野会長】

どうでしょう。

私としては残して良いと思いましたが。我々としてはきちんと意見を申し上げましたと。

【村田委員】

今日の参考人の発言では「必要はないのでやらない」とのことでしたが、残すことは別に問題ないですかね。

【平野会長】

やるやらないは、環境アセスメントの制度では残念ながら事業者判断になりますので、我々としては少しこういう冗長性を持たせた文言を（残したい）。あまり使用実績のない新規燃料をお使いになる限りは、やっておいた方が良いという工学的な判断な気がしますので残しませんか。

【村田委員】

わかりました。

私達もちゃんと調べていないものを適当にやらないでよ、とは思うので。だから口でちゃんと事後評価として測ってくださいとして。石巻市長からも意見として書いてありますけども。

では、それも考慮してハも文言として残しておくということで。了解です。

【平野会長】

丸尾先生、お願いします。

【丸尾委員】

悪臭に関して。今年か去年か、横浜でガスの臭いがするなどの事件が起きました。（本事業も）新規の燃料（を使用する）ということで、この燃料から発生した揮発性有機物等を抑えておかないと、後で化学反応を起こして別の匂いになることも考えられますので、「新規燃料の不純物を含めた」という文言に“特に揮発性化合物の不純物を含めた”という文言を入れていただきたい。

また、宮城県は夏に暑い日が続くので、2行目の「科学的に評価した結果」のところに、“特に夏季高温時等に着目して”等の文言を入れていただきたいと思います。

【平野会長】

わかりました。非常に的確なご意見だと思いますので、そのように修正したいと思います。よろしいですね。（委員意見なし）

事務局、修文をお願いします。

他、いかがでしょう。（委員意見なし）よろしいですか。

では、だいぶ長引いてしまいましたが、これにて審議事項（1）を終わりにしたいと

思います。

形式的な話で申し訳ありませんが、最終的な答申については私に一任いただくということによろしいですね。（委員了承）ありがとうございます。

実際にはメールで確認いただいて、決定といたしますので、よろしく申し上げます。それでは10分間休憩といたします。4時20分から再開します。

4 報告事項

① ユーラス石巻ウインドファーム 環境影響評価報告書について

<参考人 入室>

【平野会長】

参考人の方々、大変お待たせいたしました。

それでは審議を再開したいと思います。報告事項（1）ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書についてです。

本件については希少種に関する情報が多く含まれていると聞いておりますので、まずは希少種に関係しない部分の事業者説明、質疑を行い、その後、非公開審議として、希少種に関する説明、質疑を行う、二段階で進めたいと思います。

それでは事務局から説明いただき、引き続き参考人の方から、公開しても問題ない情報についての説明をいただきたいと思います。

【事務局】

資料2-1について説明。

【参考人】

資料2-2における公開情報について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。

公開しても問題のない情報について、ご意見、ご質問はございますか。

【永幡委員】

一点確認ですが、今回測定した位置は、それぞれの方向で最寄りの住宅地のある地点という理解でよろしいですね。

【参考人】

基本的には周辺の集落の分布状況を見ながら、その中でそれぞれ近い地点を（選定しました）。必ず直近かという点、調査ができるできないの状況もありますが、基本的には近い地点を選んでおります。

【参考人】

補足いたしますと、これらの調査地点は環境影響評価準備書、評価書と測定した地点と同一となっております。当然、その地点についても宮城県や国の審査会で吟味いただいているものですので、今回の事後調査についても同じ地点を選定しており、事前、事後の比較ができるようになっております。

【永幡委員】

ありがとうございます。

特に住民から何か意見は来ていないということで良いのですね。

【参考人】

はい。

【平野会長】

風力発電施設ですので、風が強い時はもっとブンブン回って音も大きくなるような気がしますが、その分環境騒音も大きくなりますので、こういう測り方で問題がないということがわかっているということで良いかと思えます。

他、いかがでしょう。（意見なし）

では、これから稀少種に関する情報が含まれた審議になりますので、傍聴席の方々、申し訳ありませんが一度回線を切断させていただきます。

・・・以下非公開審議・・・

<参考人 退室>

② 新仙台火力発電所リプレース計画 事後調査報告書について

<参考人 入室>

【由井委員】

会長，審議の前にちょっとよろしいですか。

本事業のハヤブサに関する情報は，私有地の中で，一般の方は入れない場所のものであり，結果も非常に有意義なので公開審議で大丈夫です。

【平野会長】

伺っておりました。了解です。

【平野会長】

参考人の方々，大変お待たせいたしました。

それでは審議を再開したいと思います。報告事項（２）新仙台火力発電所リプレース計画 事後調査報告書についてです。

本件については非公開審議になる情報は含まれていないと報告を受けております。由井先生がおっしゃったように，稀少生物の営巣の特定に繋がる情報が含まれておりますが，非公開にする理由はないということで公開として進めていきたいと思っております。

それでは事務局から説明いただき，引き続き参考人の方から説明をいただきたいと思っております。

【事務局】

資料 3-1 について説明。

【参考人】

資料 3-2 について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。

ご意見，ご質問はございますか。

ちなみに，欠席の委員からはご意見等ございませんでしたか。

【事務局】

欠席の委員からご意見はありませんでした。

【平野会長】

はい。

それでは由井先生，ご意見，ご助言等ございましたらよろしく申し上げます。

【由井委員】

はい。

ハヤブサは、環境省の種の保存法の国内指定種で、全国に数百番い程度いるわけですが、近年は都会のビルディングに移住したり煙突に入る例がかなり多くなって、外国でもそうですけど、人間と共存するようになってドバトやカラス、場合によっては街路樹に来て悪臭を撒き散らすムクドリの群れを追い払ってくれたり役立っているということで、都市生態系に順化しているということかと思います。しかし、生息数が少ないので、やはり保護する必要があります。種の保存法第34条には、「生息地の保有者は、その種の保存に留意する義務がある」という留意義務があります。今回は、事業者が会社を上げて全力をあげて取り組んでいただいて、結果としては人工巣を使って、移殖と申しますか、人工的な手当が成功したという良い事例になったと思います。

この報告書の表紙の裏に「はじめに」という記載があって、その末尾に「この件について当社ホームページに公表する」となっておりまして、他にも研究報告を出す準備をしているようですので、こういう例を重ねて稀少種と共存できれば良いと思っています。今回は特に意見はございません。良かったと思います。

【平野会長】

参考人の方、何かご意見等ございますか。

【参考人】

特にございません。ありがとうございます。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

由井先生、素人質問ですが、人工巣を二つ作って一つを使われると、二つ同時に別の番が使うことはないのですよね。縄張りの問題で。

【由井委員】

巣の周り数百メートルから1キロメートルくらいは縄張りがあって、他の侵入を許しませんので、同時に二つは入りません。

【平野会長】

ということは、二つのうち一つの巣がうまく利用されたということで、大成功であると考えてよろしいのですね。

【由井委員】

オッケーです。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

由井先生もおっしゃっていましたが、ぜひこの成果を積極的に公表していただいて、他事業での代替措置のとり方などの参考になればと思いますので、他の事業者の参考になる情報提供、情報公開を進めていただければと思います。

こんな短時間のために長らくお待たせして申し訳ありませんでした。これで質疑を終了してよろしいですか。

それでは質疑を終了します。参考人の方々、ありがとうございました。

<参考人 退席>

5 その他

【事務局】

事務局から連絡させていただきます。本日審査賜りました審査事項1「G-Bio 石巻須江発電事業 環境影響評価準備書」につきましては、本日答申をいただいております。内容につきましては、改めて会長と調整の上、委員の皆様にお諮りする予定としております。本技術審査会の答申を参考とさせていただき、令和3年11月4日までに事業者宛て知事意見を発出する運びとなります。

次回、審査会につきましては、日程を調整の上ご連絡させていただきますので、御多忙のところ大変恐れ入りますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【平野会長】

今の事務局の説明に御質問等ございますか。質問がないようですので、これにて議事的一切を終了して、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

平野会長、委員の皆様お疲れ様でした。

以上で、環境影響評価技術審査会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。